

官民競争入札等監理委員会
第 28 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 28 回 官民競争入札等監理委員会
議事次第

日 時：平成 20 年 1 月 30 日（水） 14:30～14:42

場 所：永田町合同庁舎 1 F 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針の修正について

3. その他

4. 閉 会

<出席者>

(委員)

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、片山委員、小林委員、
前原委員、森委員、吉野委員

(事務局)

浜野内閣府審議官、中藤官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参
事官、森山参事官、徳山企画官、堀内企画官

○落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第 28 回「官民競争入札等監理委員会」を開催させていただきます。

本日御欠席の委員は、寺田委員と渡邊委員のお二人です。

本日の議題は、「実施要項に関する指針の修正」についてということですので、この件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項の指針の修正について事務局からご説明いたします。

まず、実施要項の指針でございますが、これは既に御承知のとおりでございますけれども、実施要項の策定や審理に当たってのガイドラインということでございますので、具体的に実施要項の中でどのような事項を規定するか、どのような点に留意すべきかということを示したものでございます。これは監理委員会の決定ということで、平成 18 年 9 月に定められたものでございます。その後、同年 12 月には一部の修正が行われています。

今回の実施要項の修正は、このうちの 12. を修正するものでございます。公共サービス改革法におきましては、公共サービスの実施に際しまして、民間事業者の方が第三者の方に損害を与えた場合に、その損害の賠償に関して民間事業者の方がどのような責任を負うかということとを契約上明らかにする。それを実施要項において規定しておきなさいということで定められておきまして、ここはもともと、国と民間事業者の内部関係における責任分担というものをあらかじめ明らかにしておくという趣旨でございます。この実施要項の指針の 12. におきましては、民間事業者が負うべき責任というもので具体的にどのようなことを記載すべきかを示しているところでございます。

この関係につきましては、昨年 1 月でございますけれども、地方公共団体の公権力の行使に関する事務につきまして、これを民間事業者、社会福祉法人でございますが、そこが実際に行っていたのですけれども、この社会福祉法人に対する損害賠償請求に関しまして、最高裁判所から一定の判断が示されました。このため、この判決と実施要項の指針との関係について、小幡先生にも御相談をさせていただきながら、また関係省庁にも話を伺いながら検討を行っていたところでございます。それで、このたび、一定の方向性がまとまりましたので、指針の修正という形で御提案させていただくものでございます。

お手元の資料でございますが、資料 1 と資料 2 がございまして、あとは参考で最高裁の判決と、委員のお手持ちということで修正案の見え消しというものを御用意させていただいております。資料 2 の方が修正案でございますけれども、今回の説明につきましては考え方の整理ということで、資料 1 に基づきましてご説明させていただきます。

まず、昨年 1 月の最高裁の判決のポイントでございます。これは、児童福祉法に基づく県の措置によって社会福祉法人が設置運営する児童養護施設に入所した児童が、他の入所児童からの暴行により傷害を負ったという事案でございます。

この際に、最高裁の方で示された判断というものが以下の①～③でございます。

「① 施設の職員等による養育監護行為は、国家賠償法上の公権力の行使に当たる公務員

の職務行為と解するのが相当。

② 国家賠償法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を与えた場合には、国又は公共団体がその被害者に対して賠償の責めに任ずることとし、公務員個人は民事上の損害賠償責任を負わないこととしたものと解される。

③ ②の趣旨からすれば、国又は公共団体以外の者の被用者が第三者に損害を加えた場合であっても、当該被用者の行為が国又は公共団体の公権力の行使に当たるとして国又は公共団体が被害者に対して国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負う場合には、被用者個人が民法709条に基づく損害賠償責任を負わないのみならず、使用者も同法715条に基づく損害賠償責任を負わないと解するのが相当」ということで判示されたものでございます。

次の2ページで、この判決を踏まえた考え方を整理しますとこのような表になるのではないかということで、それを見ていただきたいのが、これは受託事業者で受託業務に従事する者の故意または過失によって、第三者に損害が発生した場合ということで、損害を受けた第三者と国等の責任の有無ということでまとめたものでございます。

「1. 委託した業務が、国家賠償法上の『公権力の行使』に該当する場合」でございますが、まず国と第三者との関係では、国は「国家賠償法1条1項により、賠償責任を負う」ということでございます。

②と③は、今回、判決によって示されたところでございます。

「②業務従事者」は「国家賠償法1条1項により国が責任を負う場合には、民法709条による賠償責任を負わない」というものでございます。

「③受託事業者」、これは使用者ということになりますが、この関係でございますが、ここは「国家賠償法1条1項により国が責任を負う場合には、民法715条による賠償責任を負わない」というようなことで判決が出されておるものでございます。

3ページ目をご覧くださいいただければと思います。「(1) 判決と指針12. との関係」でございます。

指針12. は、下の枠囲いのところでございますが、現在、ここで具体的に国と民間事業者との間の責任分担の関係について規定しているところでございます。

判決は、都道府県から「公権力の行使」に関する事務について委託を受けた民間事業者の不法行為責任の存否、第三者に対する責任についてあるかないかというところを判示したものでございますが、国と民間事業者との間の内部関係における責任分担については何も触れておりません。もともと指針12. というのは、国と民間事業者との間の内部関係における責任分担を定めたものでございまして、指針12. の規定は判決と直接抵触するものではないというふうに整理いたしております。

ただし、指針12. の条項①を見ていただきますと、下の枠囲いの中で下線を引いた部分でございますが「①当該公共サービス実施民間事業者が当該第三者に対する賠償の責に任

すべきこと」とございまして、もともと内部関係における責任分担を定めておるにもかかわらず、民間事業者が第三者に対し直接責任を負うというようなことまでを定めたような規定ぶりとなってございます。そのため、判決との関係で、逆にこれは抵触してしまうのではないかという誤解を生じる可能性もあるということでございます。

4 ページ目に行ってくださいまして、このため、現行の指針の方を下記のとおり修正してはどうかということで、大まかに言いまして3点ございます。

1つ目が「(その者が法人である場合にあっては、その役員)」を削除。

次が、現在の条項の①を削除。

3番目が、ちょっとわかりにくくなって大変恐縮でございますけれども、現行の条項の②と③の順番を入れ替えて、③にあるものを①に持ってくるというような修正を行ってはどうかということでございます。

それぞれの理由でございますが、下の(注)を見ていただきたいと思います。

まず「(その者が法人である場合にあっては、その役員)」を削除することの理由でございますけれども、裁判例では、法人自体の故意・過失も認定されるケースもございまして「その者が法人である場合にあっては、その役員」というところで役員故意・過失に限定する現在の書きぶりがございましてけれども、あえて限定しなくてもよいのではないかということで、削除してはどうかということで1つ修正がございまして。

2点目でございます。これが先ほどの判決との関係でございますけれども、修正前の条項の①につきましては、先ほどの説明のとおり、判決と抵触するとの誤解を与える規定ぶりであるということで、もともと指針12.は国と民間事業者との責任分担を定めるものでございますけれども、修正前の条項の②と③におきまして、既に具体的な責任分担が定められておりますので、あえて規定しなくてもよいのではないかと。それで、①については削除したらどうかということでございます。

3番目でございますけれども、国家賠償法上の「公権力の行使」に関するものというのは非常に広い概念であるということで、公共サービスの実施に関して第三者に損害を与えるケースというのは大半が「公権力の行使」に関するものである。それを考えますと、修正前の②と③では、修正前の②の適用はあまり多くないのではないかとということで、この②と③の順番を入れ替えてはどうかという提案でございます。

説明は以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきましてご質問・ご意見がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

樫谷委員、どうぞ。

○樫谷委員 済みません、よくわからないんですが、2ページの「③受託事業者」の「ii) 国家賠償法3条1項の規定により、賠償責任を負うとの解釈も可能か」というのはどういうことを意味しているのでしょうか。これは可能性としてはあるという意味なんですか。

○小幡委員 私からお答えいたしましょうか。

国家賠償法3条の適用については、まだ裁判例も出ておりませんし、学説の中でこのような見解はあるのですが、まだ確たるところではないということでこういう書き方になっております。

大変わかりにくいと思うのですが、要するに昨年最高裁判決が出て、我々の方でもあまり予想していないような最高裁判決だったものですから、当初、ここで議論の前提としていたことと若干状況が変わってきたのではないかということなのです。ただ、最高裁判決も、その射程範囲がどこまでかというのは判例の読み方しだいで、はっきりしませんので、多少玉虫色を残しながら、ただ、明らかに抵触するような書きぶりのところは避けておいた方がよいのではないかというのが今回の提案だと思います。

○落合委員長 よろしいでしょうか。

○樫谷委員 はい。

○落合委員長 ほかにご意見はございますか。

それでは、この修正案のとおりに修正をすることで、本日、監理委員会として決定するというのでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

そういたしますと「実施要項に関する指針」につきましては、本日付で修正ということになります。

以上をもちまして、本日の監理委員会は終了といたします。